

## ※インフルエンザの出席停止期間について再確認※

出席停止期間を必ず守っていただきますようお願い致します。出席停止期間は

**「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」**

です。ご注意ください（平成24年4月1日から変更になっています）。

インフルエンザの診断が出た場合は、保育園にご連絡ください。併せて、「インフルエンザ療養経過表」の記入をお願いします。

例えば…

10日 発熱（発熱の日は発症0日とする）

11日 受診

- ・「インフルエンザ」と診断。
- ・薬が処方され、平熱に下がり、その後発熱見られず。

12日 朝から夜まで発熱なし

（解熱した日は解熱0日とする）

- ・一度平熱に下がっても、発熱していないかの観察をご家庭にてお願いします。

13日

14日 } この3日間は自宅で療養して下さい。

15日 }

発症から解熱、登園まで

日	熱の有無	発症	解熱後
10	発熱	0日	
11	↓	1日	0日
12		2日	1日
13		3日	2日
14		4日	3日
15		5日	
16		登園可	

**解熱後3日経過するのは14日ですが、発症後5日経過するのは15**

**日となるのでその日までが療養を要する期間**となります。

16日 「インフルエンザ療養経過表」を保育園に提出して「登園許可」となります。

- ・「インフルエンザ療養経過表」はホームページからダウンロード可能です。

ご不明な点は看護師にご確認下さい。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。